

八王子市生産緑地地区調査指導委員会設置要綱

平成17年4月1日施行

平成25年8月26日改正

(設置)

第1条 生産緑地地区の適正な管理について、農業者等に必要な指導、助言等に関する協議及び調整を行うため、八王子市生産緑地地区調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議調整する。

- (1) 生産緑地地区の現地調査に関すること。
- (2) 生産緑地地区の管理に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 生産緑地地区に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農業委員会を代表する者
- (2) 税務部資産税課長
- (3) 産業振興部農林課長
- (4) 環境部環境保全課長
- (5) 都市計画部都市計画課長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 都市計画部都市計画課長

副委員長 産業振興部農林課長

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。